

## まちづくりセンターの評価・検証項目一覧

検証項目	コミセン化検討部会による検討結果報告書 検討のまとめ	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
①設置の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターは、自治区制度に代わる「（仮称）浜田市協働のまちづくり推進に関する条例」に基づく地域拠点施設とする。</li> <li>●センターは、地域住民の主体的なまちづくり活動を推進するとともに、地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習を推進し、もって地域課題の解決等を図り、持続可能な地域社会の実現に寄与する施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例を制定し、浜田市協働のまちづくり推進条例第3条に規定する基本理念に基づく協働のまちづくり並びに人材を育成する社会教育及び生涯学習を推進する施設と位置付けた。（浜田市協働のまちづくり推進条例第22条、浜田市まちづくりセンター条例第1条）</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくりセンターが、設置目的である「地域拠点施設」として機能しているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
②名称等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館が新たな地域拠点として変わることや新しいまちづくりの仕組みが始まることを広く周知するためにも、施設の名前は変更することが望ましい。</li> <li>●「コミュニティセンター」という名称は馴染みがなく分かりにくいことから、施設の正式名称としては、「まちづくりセンター」が適当と考える。ただし、「公民館」という名称が定着している実態等も踏まえ、各センターにおいて地域独自の通称や呼称を用いることも認めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●名称を「まちづくりセンター」とし、全35施設(分館含む)へ看板を設置した。</li> <li>●公民館という愛称は引き続き使用できることとし、地域の希望に応じて、公民館名称を記載した樹脂製の看板を設置した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「まちづくりセンター」という名称が、地域になじんでいるか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
③所管	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの所管については、市長部局への移管が適当と考えるが、まちづくり活動や社会教育事業がより一層推進できる体制を構築することが求められる。</li> <li>●所管が市長部局と教育委員会にまたがる場合には、事務手続き等においてセンター職員の負担が増えないよう配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習課生涯学習係を市長部局に移し、「まちづくり社会教育課」を新設した。また、職員は教育委員会の学校教育課地域学校連携係との併任とし、派遣社会教育主事を配置し、社会教育を推進する体制を整えた。</li> <li>●まちづくりセンターの事務手続きについては、まちづくり社会教育課が基本的に行う事により、センター化によってセンター職員へ負担が増えないように配慮した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市長部局担当課は「まちづくり社会教育課」であり、その職員が「教育委員会学校教育課」の併任辞令を受け、社会教育の担当も担っているが、その体制が十分であるか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
④業務（事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの主な業務は、「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」、「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」、「貸館業務」、「行政窓口業務」とする。</li> <li>●「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」については、地区まちづくり推進委員会の活動状況や設立状況に応じ、当該団体の事務局を担うなどして、まちづくり活動の推進や促進、支援等に取り組むものとする。</li> <li>●「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」については、現在の社会教育事業（共育・ふるさと郷育など）や生涯学習事業を引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりに取り組むものとする。</li> <li>●各センターの事業については、地域ごとに実情や公民館活動の経緯が異なることから、センターごとに地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を企画し、実施することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例第4条において、センターが行う事業は「協働のまちづくりを推進する事業」、「社会教育及び生涯学習を推進する事業（社会教育法（昭和24年法律第207号）第22条に規定する事業に関するものを含む。）」、「その他まちづくりセンターの設置の目的を達成するために必要な事業」とした。</li> <li>●まちづくりセンター化によって、地区まちづくり推進委員会の事務局機能を担うセンター数が増加した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会の事務局機能を担う施設数 令和2年度：13館 令和3年度：18センター</li> </ul> </li> <li>●ふるさと郷育推進事業及びはまだっ子共育推進事業については、まちづくりセンターを中心に引き続き実施し、社会教育を基盤とした人づくりの取組を行った。</li> <li>●まちづくりセンターの活動費を増額し、地域の特色や状況、地域課題に応じた事業を実施できる環境を整えた。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「地域住民の主体的なまちづくり活動の推進等」の進捗について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会(以下、「まち委」という。)の事務局を担い、地区まちづくり計画の策定等に取り組んでいる地域では、これまでと同様に、まちづくりセンター(以下、「センター」という。)が核となってまちづくり活動を「推進」する役割ができてきているか。</li> <li>・全域でまち委が設立されていない地域やその活動の充実が必要な地域では、設立に向けた意識醸成やまちづくり活動を「促進」する役割ができてきているか。</li> <li>・地域によっては、事務的なサポートや情報収集発信などの「支援」を行う方が地域住民の主体性を活かすことができる場合もあるが、そうした地域のセンターはその役割ができてきているか。</li> </ul> </li> <li>●「地域で活躍する人を育てる社会教育及び生涯学習の推進」の進捗について <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館が担ってきた人づくりの機能を継承し、共育やふるさと郷育などを通して地域で活躍する人材を育成する役割ができてきているか。</li> </ul> </li> <li>●貸館業務及び行政窓口業務について <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館業務 センター化によって、貸館の頻度や内容の変化が生じたか。</li> <li>・行政窓口業務 現行のセンターでの行政窓口実施体制が適正か。また、行政窓口の業務内容は地域の現状に合っているか。</li> </ul> </li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>

検証項目	コミセン化検討部会による検討結果報告書 検討のまとめ	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
⑤職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの職員は、センター長1名、センター職員2名を基本とし、地域の実情に応じて加減する。なお、人員増となるセンターにおいて確実に人材を確保できるよう、基本的に公募方式とすることが望ましいが、地元精通者の優先採用には配慮が必要である。</li> <li>●センター長については、公民館の機能充実に伴い、勤務時間の拡充が必要と考える。ただし、勤務時間の拡充が人材確保の足かせになることが懸念されることから、センターによって柔軟な対応ができる仕組みを検討すること。</li> <li>●現在の館長や主事が有しているノウハウや地域のつながりは貴重な財産であることから、コミュニティセンター化しても継続任用されることが望ましい。</li> <li>●センター間の連携や調整を図る「連携主事」の配置よりも、各地域やセンターにおいて特色あるまちづくり活動や社会教育事業が行われるよう必要な助言等を行う「(仮称)まちづくりコーディネーター」の配置が必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各センターの職員配置は、センター長1名及び主事2名体制を基本とし、地区人口が5,000人を超えるセンターは主事を1名加配した。また、各センターにおいて令和2年度の職員数を下回らないよう配慮した。</li> <li>●センター長については、主事と同様の月131時間45分勤務をベースとしつつ、地域の実情に応じて月80時間勤務又は月52時間勤務(公民館時と同様)の形態も可能とした。</li> <li>●人事ヒアリングや人事評価を行い、86%の職員を継続してまちづくりセンター職員として任用した。</li> <li>●各地域やセンターにおける特色のある活動に対して助言等ができるよう、専門分野をもったまちづくりコーディネーターを各地域に配置した。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館時代と比較した職員負担の軽減 <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の職員体制によって、公民館時の館長や主事の負担(主にまちづくりの事務局をしている地域)が軽減されたか。</li> </ul> </li> <li>●まちづくりが職務となったことによる変化 <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員体制を充実したことにより、これまで公民館職員が便宜上行ってきたまちづくりの業務が円滑になったか。なっていないのであれば、その原因は何か。職員をさらに確保すれば解決するのか、それ以外に原因があるのか。</li> </ul> </li> <li>●まちづくりコーディネーターの体制 <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりコーディネーターについて、設置したことによりまちづくり活動等への支援に一定の成果が見られたか。また、今後コーディネーターの配置をどうしていくのか。</li> </ul> </li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑥職務	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター長及びセンター職員の基本的な職務は、次のとおりとする。ただし、職員配置や地域の状況に応じて柔軟な対応が必要である。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター長は、センターの行う各種業務を所掌し、センター職員を指揮監督する。</li> <li>・センター職員は、センター長の命を受けて担当業務に従事する。</li> </ul> </li> <li>●(仮称)まちづくりコーディネーターは、各地域において特色あるまちづくり活動等がより一層行われるよう適切な助言や支援を行う。</li> <li>●(仮称)まちづくりコーディネーターは、5名程度で支援チームを構成し、必要に応じて各地域への助言等を行う体制とすることが望ましい。</li> <li>●土日夜間等の業務の増加が想定されることから、センター職員等の勤務条件の見直しが必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター条例第6条において、センター長の業務を「まちづくりセンターの行う各種事業を所掌し、所属職員を指揮監督すること」とし、主事の業務を「センター長の命を受けて担当業務に従事すること」とした。</li> <li>●まちづくりコーディネーターの職務については、以下の3つを基本とし、各々の専門分野を活かした助言等を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区まちづくり推進委員会の活動の推進及び設立の促進に関する活動</li> <li>・まちづくりセンターの事業の推進に関する活動</li> <li>・地区まちづくり推進委員会及びまちづくりセンター相互の連携及び調整に関する活動</li> </ul> </li> <li>●まちづくりコーディネーターの勤務地は本庁及び各支所防災自治課とし、1か月に2回定例会議を行うことで連携の強化を図った。</li> <li>●土日祝日の事業や夜間の会議に対応するため、時間外手当予算を計上した。</li> </ul>	<p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑦ 開館時間及び休館日	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間については、現行の開館時間(9:00~21:00)を基本とする。</li> <li>●センターの使用ができない日(以下「休館日」という。)については、全センター統一化を図り、年末年始(12月29日~1月3日)のみとする。</li> <li>●各センターの使用状況やセンター職員の勤務条件を踏まえ、土日祝日や一部の平日については、職員不在日や管理人配置によって対応する。また、開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できるものとする。</li> <li>●臨時の休館日や職員不在日を設定する際には、行政窓口業務が行われない状況になることから住民周知を徹底すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間については、公民館時と同様の9:00~21:00とした。</li> <li>●休館日については、全センター統一の年末年始(12月29日~1月3日)とした。</li> <li>●センター職員の勤務条件を踏まえ、公民館時と同様に、土日祝日や、平日の夜間については、職員不在の対応も可とした。開館時間及び休館日は、必要に応じて変更できることとした。(浜田市まちづくりセンター条例第7条)</li> <li>●臨時休館日や職員不在日について、事前に周知できるものについてはまちづくりセンターだより等で住民周知を行い、併せて窓口掲示等によって周知を行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●開館時間は、現行で妥当か。</li> <li>●休館日は、現行で妥当か。職員不在日や臨時休館等の対応はどうか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>
⑧ 使用料及び使用料の減	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料については、全センター統一化を図って徴収する。</li> <li>●まちづくり活動や社会教育活動、生涯学習活動の目的で使用する場合に使用料を原則免除することが望ましい。</li> <li>●現在徴収している冷暖房費の実費については、使用料に含めて徴収する。(これにより、まちづくり活動等で使用する際に冷暖房費が免除され、負担軽減による活動の活性化が見込まれる。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用料については、全てのまちづくりセンター(他施設に間借りしているセンターを除く)で統一した。(浜田市まちづくりセンター条例第12条)</li> <li>●市民等が協働のまちづくり又は社会教育若しくは生涯学習の推進に資する使用をする場合は、使用料を免除とした。(浜田市まちづくりセンター条例施行規則第7条)</li> <li>●冷暖房費等の実費については、使用料の中に含めた。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●まちづくり活動や社会教育の用に供する使用の場合、冷暖房設備等の実費も含め、使用料が免除となるが、これにより利用者の活動の活性化につながっているか。</li> <li>●現行の使用許可制度は一般的な公共施設と同程度の条件であるが、使用者の反応はどうか。</li> </ul>
⑨ 使用許可	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用申請の手続きは、現行どおり「事前申請・事前許可」を基本とする。</li> <li>●使用許可条件については、他の公共施設と同程度とし、まちづくり活動等に柔軟に活用できる施設とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●使用申請手続きは、公民館時と同様、「事前申請・事前許可」とした。</li> <li>●使用許可条件は、他の公共施設と同程度とした。(浜田市まちづくりセンター条例第8条)</li> <li>●また、市民等がまちづくり活動を行う場合は、使用料を免除とし、柔軟に活用できる施設とした。</li> </ul>	<p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民へのアンケート調査【R5予定】</li> <li>●センター利用者へのアンケート調査【R5予定】</li> </ul>

検証項目	コミセン化検討部会による検討結果報告書 検討のまとめ	令和3年度の実績	評価・検証すべき内容及び方法
⑩ 運営推進委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター事業を円滑に推進していくために、現在の公民館と同様に「運営推進委員」を設置できることとする。</li> <li>●「運営推進委員」の定員については、上限を撤廃し、地域の実情に応じて設置できるようにすることが望ましい。</li> <li>●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●浜田市まちづくりセンター運営推進委員会設置要綱を制定し、公民館時と同様に、各センターで適切な人材を運営推進委員として任命できるようにした。</li> <li>●公民館時の上限人数20人については撤廃し、地域の実情に応じて必要な人材を運営推進委員として任命できる環境を整えた。</li> <li>●各中学校区において、エリアコーディネーター協議会を設置し、学校とまちづくりセンターが協議・情報共有を行った。</li> <li>●また、地域によっては、まちづくりセンターの事業実施に関する会議や、連絡会について、社会福祉協議会等の関係団体を交えて行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センターの企画運営にあたり、運営推進委員のみでなく、地区まちづくり推進委員会や各種団体と情報を共有しながら取組を進める体制ができているか。</li> <li>●運営推進委員のあり方や選任方法は適切か。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●運営推進委員へのアンケート調査【R4予定】</li> <li>●地区まちづくり推進委員会へのアンケート調査【R4予定】</li> </ul>
⑪ 運営方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コミュニティセンター化した後の運営方式については、全市的な協議組織においてコミュニティセンター化の評価・検証に合わせて検討する必要がある。</li> <li>●委託について検討する場合には、委託へ移行する時期の妥当性等も含めて、十分な検討を行うこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●他項目の評価・検証の状況を踏まえ、時期の妥当性等も含めて今後検討を行う。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●当面3年程度を直営で運営し、将来的に委託(指定管理?)としているが、メリット・デメリット等を総合的に判断し、検証する。</li> <li>●直営を「当面3年程度」としている期間が妥当かどうかを検証する。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当課にて調査及び検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の自治体の状況を調査、整理【R4予定】</li> <li>・直営と指定管理のメリットとデメリットを整理【R4～R5予定】</li> <li>・指定管理を受けることのできる団体の有無について調査【R4～R5予定】</li> </ul> </li> </ul>
⑫ 社会教育の推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育の所管や推進体制については、社会教育をより一層推進するという視点に立って整理すること。</li> <li>●島根県の派遣社会教育主事については、引き続き2名の配置を県へ要請するとともに、市長部局と教育委員会との兼務など、社会教育とまちづくりの推進につながる配置を検討する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社会教育士の称号について、まちづくりセンター職員における称号取得者数の増加を浜田市総合振興計画の目標値として計上し、今後より一層社会教育を推進できる体制整備を目指すこととした。</li> <li>●派遣社会教育主事は引き続き2名体制を維持した。また、市長部局の併任辞令を発令し、教育委員会学校教育課へ1名、まちづくり社会教育課へ1名配置することで、社会教育を基盤としたまちづくりの推進につながる配置を行った。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館時と比較し、社会教育のより一層の推進が図れているか。また、より推進するためにはどのような仕組みが必要か。</li> <li>●派遣社会教育主事の現在の配置により、まちづくりセンター等へ適切な社会教育の助言等ができてきているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> <li>●社会教育委員の会からの提案【R4～R5予定】</li> </ul>
⑬ 連絡調整体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各センターにおいては、地域の状況に即した事業運営を行うため、センターの活動に関連のある地域団体等と十分に協議・情報共有する場を設けて企画運営する。(再掲)</li> <li>●現自治区ごとに、現在の館長・主事会と同様の連絡会を設置し、現自治区単位でのセンター間の情報共有や連絡調整を図る。</li> <li>●市全体に、現在の公民館連絡協議会と同様の連絡協議会を設置し、センター全体の情報共有や連絡調整を図る。</li> <li>●公民館のコミュニティセンター化についての評価・検証・改善提案等や運営方法について検討する全市的な組織(協議会など)を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各中学校区において、エリアコーディネーター協議会を設置し、学校とまちづくりセンターが協議・情報共有を行った。</li> <li>●また、地域によっては、まちづくりセンターの事業実施に関する会議や、連絡会について、社会福祉協議会等の関係団体を交えて行った。(再掲)</li> <li>●各地域ごとに「まちづくりセンター連絡会」を設置し、情報共有や連絡調整の体制整備に努めた。</li> <li>●「浜田市まちづくりセンター合同連絡会」を設置し、全体での情報共有の体制を整備した。</li> <li>●浜田市総合振興計画審議会及び協働のまちづくり検討部会において、まちづくりセンターの評価・検証を行うこととした。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各地域のまちセン連絡会や、全体の連絡会で連携や情報共有が十分に図れているか。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
⑭ 職員の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員のスキルアップや不安解消に向けて、計画的な研修の開催や研修参加機会の拡充に取り組むこと。</li> <li>●センター職員が、社会教育主事講習を含む各種研修を積極的に受講できるようにするため、職務の調整や予算の確保に努めること。また、社会教育主事等の有資格者に対する優遇措置を検討すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●令和3年度下半期より、浜田市が主催する研修のスケジュールをまちづくりセンター職員へ示し、月1回程度の開催を目標として、計画的な研修の実施に努めた。(令和3年度主催研修実施回数：6回)</li> <li>●社会教育主事講習の受講者については、過去最多の9名が受講し、8名が新たに社会教育士の称号を取得した。(まちづくりコーディネーターを除く)</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員が求める研修や、スキルアップにつながる研修ができてきているか。</li> <li>●社会教育主事講習を受講しやすい環境づくりができてきているか。</li> <li>●社会教育士の称号を取得した職員の業務について見直し、その業務内容に応じた報酬の金額変更等を検討する。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター職員へのアンケート及び聞き取り調査【R4予定】</li> </ul>
⑮ 保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合補償制度への継続加入は、最低限必要である。</li> <li>●まちづくり活動への積極的な参加を促すためにも、自治会活動保険を含め、保険内容の充実を図る必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合補償制度へ継続加入した。</li> <li>●保険内容の充実については、今後検討を行う。</li> </ul>	<p>【評価・検証すべき内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館総合保障制度は、補償の範囲が広いが補償内容が十分とは言えない部分もあるため、自治会活動保険との一本化や別の保険の切り替え等を検討し、充実を図る。</li> </ul> <p>【評価・検証方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●担当課にて調査及び検討【R4～R5予定】</li> </ul>